

京都市立小学校条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日条例第176号）（教育委員会事務局総務部調査課）

次のとおり，京都市下京区中堂寺北町の一部を京都市中京区壬生松原町に編入することに伴い京都市立朱雀第三小学校の位置の表示を変更するとともに，小学校教育の充実及び向上を図るため，京都市立八瀬小学校の位置を変更します。

1 京都市立朱雀第三小学校の位置の表示の変更

改 正 前	改 正 後
京都市下京区中堂寺北町23番地	京都市中京区壬生松原町81番地

2 京都市立八瀬小学校の位置の変更

改 正 前	改 正 後
京都市左京区八瀬秋元町578番地	京都市左京区八瀬秋元町324番地の1

この条例は，平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第176号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市下京区中堂寺北町23番地」を「京都市中京区壬生松原町81番地」に、「京都市左京区八瀬秋元町578番地」を「京都市左京区八瀬秋元町324番地の1」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)